

### 第3回山梨県地方税制等検討会議事録

- 1 日時 令和2年2月20日(木) 午前10時～午前11時50分
- 2 場所 都道府県会館408会議室
- 3 出席者  
(委員) 青木宗明、一之瀬滋輝、門野圭司、渋谷雅弘、西山由美、野村千佳子、三神治彦、村田俊也  
(敬称略・50音順)  
(事務局) 鈴木総務部長、渡邊総務部次長、今井税務課長、堀込税務課総括課長補佐、課税担当(3名)

#### 4 次第

- (1) 開会
- (2) 議事

ア 地下水に着目した法定外税についての論点整理について  
イ その他

#### 5 配布資料一覧

- 資料1 地下水に着目した法定外税についての論点整理
- 資料2 平成23年山梨県産業連関表
- 資料3-1 サントリー食品インターナショナル(株)決算短信(抜粋)
- 資料3-2 コカ・コーラボトラーズジャパンホールディングス(株)有価証券報告書(抜粋)
- 資料3-3 (株)プレミアムウォーターホールディングス有価証券報告書(抜粋)
- 資料4 清涼飲料・酒類の出荷額等について
- 資料5 地下水の涵養に関する指針

#### 6 議事等の概要

##### (1) 前回の宿題

- (会 長) 前回は、県議会からの提言にあります課税対象について、議会で意見を述べられた青木委員から、課税の考え方等について説明をしていただきました。その際に、委員の皆様から出されました意見等を踏まえ、整理しなければならない項目について、事前にお配りしました資料を基に議論していただきたいと思います。なお、今の段階で個別の項目について順番に結論を出していくという趣旨ではなく、議論の中で委員会として共通認識を深めていきたいと存じます。総論について検討する中で、個別の論点が決まっていなくて結論が出せないことがあったり、個別の論点を議論する中で、総論についてさらに詰めていく必要が生じるといったこともあるかと思いますが、それらについては柔軟に進めていきたいと存じます。その前に、前回の検討会で委員から出た質問で、宿題になっていたものについて、まず事務局から回答の方をお願いします。
- (事務局) 地下水を使った製品が産業連関表でみてどれくらい県外に持ち出されているのか、また、本来は県内に落ちるべき富が県外に流出しているのではないかとという観点から、産業連関表の分析を依頼されたため、資料2により、県内産の供給額では、「飲料」においては94%、「清涼飲料水」においては98%が県外へ移出されていることを説明。付加価値が

どの程度県外に流出しているのかについては、担当課にも相談しているが、答えが出るかどうかも含めて検討中であると回答。また、山梨県内の地下水ビジネスがどういう形態になっているのかについて、資料3-1により販売と製造をグループ内の別企業が行っている例を、資料3-2により販売・製造を同一の企業が行っている例を、資料3-3により製造している企業が顧客に直接届ける例を説明。

- (委員) 産業連関表の分析をお願いしたのは、それ自体が本当の課税の根拠というよりは、県民、県内の事業者のお気持ちを慮ると重要な点だろうなと思ったからです。つまり、山梨の先祖代々守ってきた貴重な水というのが、どれくらい県外に持ち出されていて、かつその利益が最終的に誰のものになっているのかという二点です。一つ目の供給量については、色々な計算の仕方があるが、事務局の回答のとおり9割程度、少なくみても8割くらいが県外に持ち出されていると認識していただいてよいと思います。問題なのは、二点目の付加価値が最終的に誰のものになっているかということだが、産業連関表上その内訳は家計外消費支出、雇用者所得、営業余剰、資本減耗となる。これのうち、県内に留まるのはどれかということだが、まず明確にとどまるのは、地元の従業者へ雇用者所得。もう一つ、家計外消費支出は必ずしも地元に残っているか微妙なところもあるが、企業寄りにこれを入れて計算してみた結果、酒については県内に留まるのは12.7%、県外に出て行くのが27.5%。間接税が6割となる。その他の飲料では県内に留まるのが39%、県外に、おそらく本社の方に行くだろうというのが56.4%、間接税が4.6%となる。両者を併せた飲料でみると、県内に留まるだろうというのが、おおよそ4分の1で25.8%、県外に出て行ってしまいうだろうというのが41.9%で、国の方に行くだろうというのが32.3%で、要は県内で生み出された価値のおおよそ4割程度は県外の方の利益になっていることになる。税金の3割を除いて計算すると、6割程度は県外に流出することになるので、私は地下水を先祖代々守ってきた県民感情から、地下水という貴重な資源に注目をせざるを得ないのかなと思っています。

## (2) 地下水に着目した法定外税についての論点整理

### 【1 課税の根拠 (1) 地方団体の財源不足】

- (会長) それでは、資料1の論点整理の順に従って検討していきます。まず、1(1)について、前回の検討会において青木委員から、地下水に着目した法定外税の根拠、必要性ということで、依存財源に頼る財政構造の危険性と自己努力の必要性、地方交付税による財源保障の崩壊により、普通税の法定外税が正当化されるといった御説明がありました。委員からは法定外普通税を支持する意見、財源確保の必要性について賛成意見が出されました。県議会の政策提言にも、厳しい財政状況の中で、一般財源として幅広く使用できる法定外普通税を創設すべき、とあります。新税の課税の根拠、導入の必要性ということで、これらの考え方について、御意見等ございましたらお願いします。
- (会長) この最初の点については、おおむね現時点では委員のなかで共通の了解ができているということでもよろしいでしょうか。もし必要があればまたこちらに戻って再び議論をするということもしたいと思います。

## 【1 課税の根拠 (2) 担税力】

- (会 長) 前回の検討会では、青木委員から、地下水への法定外税が正当化される根拠として、「富(担税力)」と次の(3)で出てきます「地域性」の2つが課税の根拠である、という御説明がありました。委員からは、担税力と地域性からなぜ地下水なのかといった意見が出されましたが、他に候補が考えられるとしても、この検討会は地下水への課税について検討するものでありますので、地下水に限定して議論していきたいと思えます。地下水に担税力が認められるのか、またその場合の根拠について、御意見等ございましたらお願いいたします。
- (会 長) 導入等の可否を検討する際に、地下水によって利益をあげている企業があるとしても、既に利益には地方法人二税等により課税済みではないかという議論が出てくるのではないかと思います。この点についてはいかがですか。
- (委 員) 今の座長のお尋ねの仕方ですと、利益への課税と受け取られるが、この点については、検討会においてまだ決めていないし、事業税はじめ、赤字であっても課税する考え方もあるので、今後整理をしていくところだと思います。ですから、担税力を何で計るか、あるいは担税力がないとだめなのか、というのはもう少し慎重に考えていかなければいけないと思えます。
- (会 長) 他にいかがでしょうか。
- (委 員) 地方法人二税との関係の他に、地下水でおそらく象徴的な課税の客体となりうるのが、ミネラルウォーターだと思うが、消費税においては軽減税率が適用になる中で、それを別途課税の対象にするということについても論点になるのかなと考えます。
- (会 長) 他にいかがでしょうか。
- (委 員) 資源をとることによってビジネスをするという場合に、他の資源で税金がかかっているものはありますか。
- (事 務 局) 鉱物資源、あるいは天然資源の採取に対しては、市町村税で鉱産税、鉱区の設定に対しては、県税で鉱区税という税金があります。
- (委 員) 担税力というのは別にして、我々県民からすると、県民が守ってきた地下水が、県外の人役に立っているなら、その人達に負担してもらおうというのは自然な考え方だと思います。先ほど鉱物の話がありましたが、財産的な価値を考えると、今の時代は水や空気が大きな価値を持っているし、良いものを提供すればそれなりに負担していただくというのは当たり前の考え方だと思います。
- (会 長) 今の御意見についてはいかがですか。
- (委 員) 私の最初のプレゼンテーションで富イコール担税力と説明したので、担税力という言葉が一人歩きしているようなところがあるのかもしれませんが、今の御意見のように、貴重なものを使うという意味での富という発想ですので、あまり担税力にこだわると違う議論になってしまうと感じました。
- (会 長) そうすると、県民の富を使うことに対する応益課税という考え方でしょうか。
- (委 員) 応益というところがちょっと問題ですが、使用料や許可というような意味も入っていると思いま

す。

(会 長) 他にいかがでしょうか。

(委 員) 地下水は、質や量を維持する努力を払ってきている経緯を考えると、課税の根拠としての独自性・地域性という点では、十分妥当だと思います。

### 【1 課税の根拠 (3) 独自性・地域性】

(会 長) ただいま、地域性についても言及がありましたので、もう一つこの課税の根拠として挙げられました独自性・地域性といった点についてもみていきたいと思います。この議論をする前に、事務局から山梨県の飲料業界の現状について説明をお願いします。

(事 務 局) 資料4により、経済センサス統計調査による県内の事業所数、出荷額及び全国シェアを説明。

(会 長) ここにある品目には全て山梨県の地下水が使われているのですか。

(事 務 局) この果実酒というのはワインですので、葡萄果汁100%ですから地下水は使われていないと思いますが、その他のものには使用されていると思います。

(会 長) ただいまの事務局の説明も踏まえ、法定外税の課税根拠としての独自性・地域性について御意見等ありますか。

(委 員) 事務局に質問ですが、ランキングでいいますと、山梨より供給量や出荷額が多い都道府県はありますか。

(事 務 局) ミネラルウォーターについては、山梨が供給額は一位ですが、その他の炭酸飲料ですとかジュースは一位ではありません。

(委 員) 次回で結構ですので、具体的な順位について教えてください。

(委 員) 課税根拠としての地域性という意味では、ブランド力が大事で、山梨の水にはブランド力があると思います。この点で、先ほど委員から御発言があったように、受益と負担という関係で語りたくはないのですが、山梨の水になぜブランド力があるのかというと、ただ山や富士山があるというだけではなくて、行政だけではなく、県民の皆さんが自然を守る努力をしてきた結果だということを指摘しておきたいと思います。

(会 長) 他にいかがでしょうか。

(委 員) 山梨の富として水を考えるというのは、おっしゃるとおり、山梨の水のブランド力を企業が評価しているのだと思います。もう一つは、山梨の水の成分がミネラルウォーターにあっていて、山梨の水はおいしいという評価がでているのだらうと思います。そういう意味で全国的にみても富として認められるだらうと思いますので、それに対して税をかけるというのは基本的に賛成です。その際に、精密機械や機械関連の産業というのは、山梨ではかなり大きいシェアがありますので、それに使用する水について、課税の対象にするかどうかという点も、きわめて大きい議論の一つだと考えています。また、課税最低限の設定の議論においては、ミネラルウォーターの工場は、工場自体は大きいのですが、従業員が少ないイメージもありますので、従業員の数も考慮する中で、議論することが必要だと思います。

## 【1 課税の根拠 (4) 地下水の位置付け】

(会 長) では、(4) 地下水の位置付けという事柄についても、水の公共性ということと関連して検討していきたいと思います。前回検討会において、青木委員からは、私有なのか公有なのかという議論があるにしても、山梨県民が過去から守ってきた共有財産であり、公共性がないと言う人は誰もいないだろうと、県議会の政策提言にも「地下水が将来にわたり守り継いでいかなければならない県民共有財産である」とあるわけですが、課税の根拠として公共性との関連で、御意見等ありますか。

既にこの点については、若干御意見も出ているかと思いますが。

(会 長) 地下水に公共性があるかどうかという関係で、山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例との整合性についても検討する必要があるかと思いますが。同じ山梨県の中で、地下水の考え方が異なってはいけないというふうに思われるからですが、この条例の概要については、以前の検討会で説明があり、条例における地下水の位置付けについては、この条例は2つの柱として「地下水の適正な採取」と「水源地域における適正な土地利用の確保」を目的としていて、「地下水の適正な採取」に関して言えば、地下水の利用は民法207条により土地所有権の行使であるけれども、地下水は公共の利益に沿うように利用されなければならないという認識にたつて保全すべきものであり、保全のためには、地下水の涵養と適正な利用を図ることが必要とされています。

このあたりのことについて、再度事務局から簡単に御説明をお願いできますか。

(事務局) 資料5により、地下水の涵養について説明。

(会 長) ありがとうございます。条例においては地下水の公共的な面から、地下水の涵養を求めているわけですが、この涵養量をどのように評価するのかについても、先ほどの地方法人二税との二重課税と同様に検討しなければならない点だと思われるわけですが、この点について、御意見等ありますか。

(委 員) この条例上の義務づけによって、地下水を利用する企業等が実際どのくらいコストをかけているのかというようなことが、企業の内部の話になりますので、もしわかればですが、こうしたところにも関心を持っていきたいと思います。

(委 員) 併せて、効果がどの程度あるのかについても疑問に感じるので、次回で結構ですので、担当部局にも御意見をお伺いしてきていただけるとありがたいです。

(会 長) 他にいかがでしょうか。

先ほどもちょっと話題になりましたけれども、水の公共性に関して言いますと、次の課税客体の話ともかぶるわけですが、前回青木委員からは、営利目的の採水行為に対して、県民の共有財産を使用するという意味で許可税的な位置づけもできるのでは、という御説明がありました。許可税的な位置づけということは、先ほど簡単に話ができました鉱区税あるいは鉱産税の発想に近いということになるかと思いますが、この点につきましても、どなたか意見等ありますか。

(会 長) よろしいでしょうかね。

## 【2 地域政策としての考察】

(会 長) それでは、1番についてはいったんここまでということで、また必要に応じて再び議論を戻すこともできると思いますが、次に、2番目の地域政策としての考察というところをみていきたいと思います。ここも、先ほどから若干既に議論が出ておりますが、本来は地元に着るべき富が流出しているという指摘があったわけですが、先ほど事務局からは、産業連関表の分析では、地下水を使った製品の90%以上が県外へ移出されているという説明もあったところです。実際に出荷額としては相当量が県外へ移出されていることは明らかかなようです。それが雇用といった地元の利益や法人事業税の分割基準等と相殺される程度のものなのかについては、具体的な数値での検討が難しいと思いますが、課税の根拠とはいったん切り離して、地域政策として新税をどう捉えるのかについて、御意見をいただきたいと思います。どなたかいかがでしょうか。

この点についても、既に、かなりの山梨県の富が流出しているのではないかと御指摘がありまして、これが課税根拠との関係でも、一つの根拠になるのではといった議論が出ていたところではあります。

(会 長) これについても、先ほどまでの議論でよろしいでしょうか。

(委 員) 先ほどの付加価値がどれだけ県外に出て行っているのかという議論との関係で、産業連関表を使って計算できる域内歩留率という数値がありまして、生産額が1単位増えたときに、どれだけ県内の企業に生産波及が起きるのかを示す計算ですが、その数値が飲料と他の産業とを比較して大きいのか小さいのかという計算も、県外に富が流出していることを計る一つの方法としてありますので、もし可能であれば事務局で計算結果をお示ししていただけると良いと思います。

(会 長) 付加価値の外部への流出についての分析ですが、こういう資料があれば算出できるというような具体的な御示唆があれば、そのためのデータは事務局で可能な範囲で用意できると思いますが、基本的な算定の仕方については、それは委員から提案していただき、必要であれば専門家の御意見を伺うということも検討したいと思いますが、検討会のなかで考えていく必要があるかと存じますので、その点についてももし必要があれば、別途御相談いただければと思います。では、他にいかがでしょうか。

(事 務 局) 県外に富が流出しているという点についてですが、何をもちょう県外に富が流出しているのとらえるのか、もう少しイメージできると、税をとるとした場合の制度設計において、検討する材料になりますので、皆様の方からこういう見方があるのではないかとということがありましたら、御意見をいただければと思います。

(会 長) この点につきまして、何か御意見ありますか。

(委 員) 産業連関表で言うと、一番大事なのは営業余剰がどこに行っているかです。これは会社ごとに違いますので、県内に本社があれば、本社に帰属するわけですから、流出していないとなりますが、連結決算の大企業の場合は、子会社の営業余剰がどうなっているのか、正確には調査できない部分ですが、おそらくかなりの部分は東京本社に行っているんだろうと思います。もう一つは、資本減耗引当です。簡単に言うと、工場設備などが地元で発注されていけば流出していないが、県外の会社が設備等を納めたということであれば、県外

に流出しているということになります。こういうところが実は正確にはわからない。ただ、結構流出しているだろうとは思いますが。

(委員) 先ほど私が申し上げた域内歩留率というのが、まさにその資本減耗がどこに行っているのかという話になります。つまりその生産活動を行う際に、県内の事業者に必要なサービスを発注しているのであれば、県内に需要をもたらしているという言い方ができますが、それが域外に流出しているとなると、富が域外に流出してしまっているということになります。

(委員) 付加価値誘発額はそれほど難しくはないので、たぶん統計課に依頼をしていただければ、簡単に出ると思います。

(会長) この点につきましては他にいかがでしょうか。県外への富あるいは付加価値の流出の件につきましては、報告書にまとめる際には、イメージにとどまらないように、明快で、わかりやすい記述を心がけたいと思っておりますので、その際には委員の先生方にはぜひ御協力をお願いいたします。

### 【3 課税客体、課税標準及び納税義務者】

(会長) それでは続きまして、ここからはある程度具体的な税の仕組みという話になりますが、課税客体、課税標準、納税義務者についてです。具体的な税の仕組みについて、こういった検討会の場でどの程度までするのかといったこともありますが、これらの検討から、総論に立ち返って議論することもありますし、検討会の認識を共通にするという意味からもある程度は必要だと考えています。青木委員からは、前回、課税客体の方法として、「営利目的の地下水採水行為」と「営利目的で採水した地下水の県外移出行為」の2つを御提案いただきました。課税標準としては、課税最低限の設定や使用後のきれいにして河川に戻した水量の控除等についても説明がありました。前回の検討会では、販売目的が対象なのかといった質問や、事業に使用する場合を課税対象とし、その上で控除で絞っていくという考え方がよいなどの意見が出たところです。先ほど事務局からは、企業の事業形態について説明があったところですが、これらを踏まえて、2つの提案に対する意見でも新たな提案でも結構ですので、御意見がありましたらお願いします。これらの課税客体、課税標準、納税義務者等の色々な点に関係してくると思いますので、どの項目についてからということではなくて、順不同ということをお願いします。

(委員) 先ほどから出ている、県外へ流出する富について考えると、やはり県内の事業者、企業の保護育成が重要だと思いますので、県内に本社のある事業者や従業員が少数の小規模事業者については、やはり課税の対象から外さざるを得ないのかなというところで、課税最低限の設定は不可避だと考えます。

(委員) 薄く広くというのが税の原則ですから、課税する場合はなるべく幅広くするべきだと思います。したがって、事業用を対象とし、その上で課税最低限考えるのが流れとしていいと思います。

(事務局) 事業用というのは工業用も含めてということですか？

(委員) そうですね。私は、営利目的というのは事業用と捉えているので、事業用の採水は対象と

する必要があるんじゃないかと思います。その上で、課税最低限等々をどうするか、順序だてて考えていったほうが、理解されやすいと思っています。

(会長) 他にいかがでしょうか。

(会長) これまでの議論の中で、少なくとも課税対象は事業用というか営利目的といいますか、そういうものに限るという点についてはおおむね委員の中で共通の認識になっていると理解してよろしいでしょうか。

(一同) (うなづく。)

(会長) その上で、さらにそれを限定していくかどうかというのが、今後、検討を深めていかななくてはならないところだと思いますが、一つは地下水の使い方によって課税と非課税を分けるかどうかということと、もう一つは使用量によってどこまで課税するかといったところは、実際の制度設計を考えて行く際にかなり重要な問題になってくると思います。

(委員) 事業用の地下水に税金をかけるとなると、企業進出の足かせになってしまう気がするのですが、事業者が払うのではなくて、使用する一番末端の人が負担するような形にすれば抵抗感がなくなるのかなと思います。山梨が守ってきた水からみんなが利益を得るような税の仕組みができればいいと思うのですが、経済の面で足かせになりそうな気がして不安です。

(会長) ただいまの御指摘と御意見は、この後にあります県内経済への影響にも関わってくるかと思えますし、また税の仕組みとの関係でいえば、そもそも何を課税対象にするのかというところから始まって、色々な点に関わるところだと思いますが、こちらにつきまして御意見などありますか。

(委員) 御心配な気持ちはよくわかります。この点で大事なのが、先ほどから申し上げているブランド力で、突き詰めて考えると追加のコストをかけても山梨に進出したいのか、あるいは追加のコストが発生するから撤退したいのか、ということになると思います。地域で独自課税をすれば納税者の方が嫌がるのは当たり前話ですので、法定外税を構想する時には常に念頭に置かなければならないことであり、それも含めて考えた上で、山梨の水にはブランド力があるというのが、私が税を構想したイメージです。もう一つ、企業ではなくて消費者でとお考えになりたいのもよくわかるのですが、消費課税にすることは法律上禁止されていますので、企業課税しかあり得ません。企業の社会責任として払ってくださいという位置付けは御理解いただきたいと思います。

(委員) 課税対象の候補としてあげられた営利目的の地下水採水行為と、採水した地下水の県外移出行為では、どちらかというところ前者のほうが理屈がたちやすいのかなと思います。というのは、水というのは循環して戻ってくるものですから、大事なのは利用しやすい形になっているかどうかという点なので、地下水という形をそうでない形に変えるという行為のほうが課税対象としてとらえるにはふさわしいのではないかなと今の時点では感じているところです。また、県外への移出をとらえるのは難しいだろうということと工業用の利用などをどうするかという点などについても検討しなければならない点が増えてしまうというところもあわせて考えた上でのごことです。

(委員) おっしゃるように、普通に考えれば採水のほうがわかりやすいですし、誰が聞いてもイメ



ージしやすいとは思いますが、県外移出を発想したのは、経済政策の面を考えてのことですので、これをどのくらいブレンドするかというのは今後の検討会での判断になると思います。実際に課税する際は、前回も申し上げたとおり申告納税しかないと思います。途中で査察に入ることは必要だとは思いますが、県外に移出している分を申告納税していただくので、それほど実務上の問題はないと思いますが、理屈の面、設計する上では、何をもちょう県外流出とするのか、工業用の扱いや河川に戻した分の検討も含めて、なかなか難しいところがあるかもしれません。

(会 長) 他にいかがでしょうか。

(事務局) 今後の検討会の進め方を考える際に、場合によっては業界の方の御意見を聞いていただくときに、どういった方から聞くかということにも影響してくることもありますので、今の時点では間口は明確に切るようなことはあまり想定できないという感じなのか、それとも例えば農業まで広げるのは想定していないのか、その辺りの感触について、今後検討していくことではあるとは思いますが、もし何か御意見があればお願いできますでしょうか。

(会 長) まず、私の立場からは、あくまで地下水に着目した法定外税ということですので、今の時点では、地下水に関わる全ての企業ということになるかと思っています。ただ、委員の先生方の中には違う範囲でお考えの方もいらっしゃるかもしれません。今、地下水に関わるという言い方をしましたけれども、これはもちろんペットボトル等の飲料用に地下水を使うことに限らず、工業用に地下水を利用することも含めて、今の時点では議論の対象にしているところでありまして、これを果たして限定するのかわからないのかという話も、検討会で詰めていくべき大きなテーマになっていくかと思いますが、この点につきまして、あくまで今の時点の感触ということで結構ですので、今後の検討の仕方にも関わってくることで、何か御意見等お持ちの委員がいらっしゃいましたら伺えればと思うのですが、いかがでしょうか。

(委 員) 県内の報道などでは、ミネラルウォーターという言葉がどうしても出てくるようですので、くどいですが申し上げておきますけれど、そこに限定するつもりは全くありませんし、間口は広く考えるべきだと思います。ただ、やはりバーチャルウォーター、いわゆる農林畜産まで入れるのは難しいだろうとは思っていますので、ざっくり言いますと、製造業を入れるのか入れないのかが大きな判断になると思います。私は、製造業の場合は、水をその場で使い切るのではなく、どのような形で河川等に戻していることを考えると、課税するのはいかがなものかなと思っています。ですので、私は産業連関表でいうと、飲料に該当する業種がイメージとしては検討項目になると考えています。

(委 員) 今の時点では間口はなるべく広くして、だんだん絞っていく形になると思いますが、農業について言えば、最近の山梨は大規模農業、企業経営がかなり入ってきていて、そういった企業では首都圏を見据えて物を作って出しているわけです。このような場合、雇用等が発生するので非常にいいことなのですが、今の時点でそういうものもある程度視野に入れておく必要があるのかなというのが一つと、もう一つは、水をどのくらい使うかわからないのですが、化粧品の会社も水の良さから山梨に工場を作るケースがあるので、今の時点では、飲料に限定せず、もう少し幅広に考えておく必要があるかと思っています。そし

て一番問題になるのは、精密機械工業の水についての議論ですが、今のところはそれらを頭に入れて、だんだん絞っていくというのがいいと思っています。

(委員) 私も課税の公平性という観点から言いますと、最初の時点では、間口は可能な限り広げておくことが重要だと思います。

(会長) ただいま、これまで想定しておりました飲用と、精密機械等の工業用の他に、企業的な経営をする農業とか化粧品といった産業が出てきましたが、他に地下水をかなり使用するような産業というのはありますか。もし資料等ありましたら後日お見せいただきたいと思います。県の地下水保全条例で対象にしているのは、飲用と精密機械なのですか。

(事務局) 条例所管課では、業種は把握していないので、なかなか業種に分類するのは難しい面はありますが、資料の作成については、所管課の意見も聞きながら検討したいと思います。

(会長) お願いします。

(委員) 山梨県は和紙も産業の一つなので、そういったところも地下水を使いますし、幅広となると、かなり色々な業種があると思います。そういったものを検討する中で、気持ちとすれば山梨県内の住民、あるいは企業は森林環境税を負担する中で、さらに言えば河川清掃等によりすでに負担しているわけですから、絞り込みの中で、県内の企業には配慮をいただきたいと思います。

(会長) ただいま業種について御示唆いただきましたが、それ以外に例えば県内企業と県外企業であるとか、あるいは企業の規模といったところなどにつきましても、現時点での感触ということで、御意見をいただきましたが、他にもありますか。

(会長) おそらく、県内企業か県外企業かにより課税と非課税を分けるのは制度的に難しいように思います。また、中小企業と大企業ということにつきましても、使用量に応じて課税対象から外れることになるとは思いますが、どの程度のラインにするのかは、今後議論になると思います。この点についても現時点での御感触などございますでしょうか。

(委員) 御提案があった従業員数、資本金額、本社所在地等で可能なものを選んで、その組み合わせかなと思っています。もう一つ、少し気になるのは、中小企業を外したいという気持ちはわかりますが、利益額で分けると変な話になるので、何を以て中小というのかというところです。一番分かりやすいのは当然採水量ですので、これで一つ絞るのはまず間違いはないだろうと思いますが、これに何を組み合わせるのかということです。さらに言えば、資本関係について、例えば零細だけでも大企業の子会社や委託先という場合があるので、これらをどう判断するのかは悩むところですので、ケーススタディーしてみないといけないのかなと思います。

(会長) 他にいかがでしょうか。これらについては今後本格的に詰めていかなければならないところではありますけれども、今の時点ではこのようなところでよろしいでしょうか。

#### 【4 県内経済への影響】

(会長) それでは4番の県内経済への影響についてですが、既に若干、意見が出たところではありますが、こういった課税が経済へどういった影響を与えるのかについて、御意見ありますか。

- (委員) 山梨県のような小さな県の経済は、貴金属などの地場産業をはじめ、いかに県外に売って成り立っているのか、県外移出を対象とするのは、皆さんの理解を得られるのだろうかと思えます。課税されるから山梨県の工場はやめようとなるのか、それはわかりませんが、そういったイメージは出てきてしまうおそれがあります。県内経済への影響という観点からは、課税する場合は、特定なものに限定するのではなく、薄く広く考えるべきだと思えます。いくら山梨県が財源不足で、自由に使える税が欲しいからといって、そこは考える必要があるんじゃないかと思えます。
- (委員) 県内経済への影響を考えたときに、導入のタイミングも重要だと思えます。これまでも新しい税を導入するときのタイミングを見てみると、戦争などの混乱や何かに熱狂している時に乗じているケースがありますから、新税については、それを提案する、それから導入するタイミングを十分考慮する必要があると思えます。
- (委員) ミネラルウォーターに限って言うと、山梨に多くの工場があるのは、水質が良いという他に、CM等によるブランド作りを企業側もやってきたということもあるのではないかと思えます。そういった企業が、税金を課すことによって、他県へ移ってしまう可能性もあると思えます。
- (会長) 県内経済への影響ということになると、実際に水を使っている企業の状況なども関わってきますし、また、どのくらいの負担を求めるとも強く影響があるのかと思えますが、税負担をどの程度にするかというのは、なかなかこういう検討会では議論しづらいところではあるのですが、事務局としては、どの程度検討してもらいたいと考えていますか。
- (事務局) 具体的な額でないにしても、制度設計する材料として、負担の考え方や理屈といったものをいただければと思っています。
- (会長) ありがとうございます。
- (委員) 今までいくつも法定外税をやってきた経験からしますと、課税される方からすると深刻に捉えますし、税金を取る立場からすれば、大したことないから大丈夫となるので、ずっと平行線なのですが、これだけオープンな形で検討会をやっていて、いきなり特定業種に重税を課すなんてありえない話ですので、当然我々としても、ある程度納税者の状況を考慮しながら案を出していくことになるんだろうと思えます。例えば住民税の均等割の超過課税のようなケースであれば、事前に三段階くらいの税率をお示しして、県民のみなさんからアンケートをとることもやります。今検討している新税は、会社課税ですので、飲料系、あるいは工業系、農業系、色々な方に来ていただいて御意見を聴くことも当然ですし、その中で、この案だとこのレベルといったことを我々としてお示ししなければならぬと思えます。ただこの前提条件になるのが、実を言うと、今日本当は財政状況に関する資料が欲しかったので、次回以降出していただきたいのですが、当然課税される候補の企業側からすれば、財政赤字なんて大したことないだろう、歳出削減の努力云々と言うと思えますので、最終的にはお互いの意見を言いながら合意点を探っていき、その中で我々とすると候補として税率3つくらいをお示しをして、県民、議会、納税企業の皆様の意見を聴きながら円満にまとめて行って、最終的には政治判断をしていただくということになる

のかなと思っています。

(会 長) 委員の中には、法定外税や超過課税に関わった御経験のある方もいらっしゃるかと思いますので、そういった点の進め方についても、いろいろ御助言いただければと思います。また、事務局には、最初の検討会でも山梨県の財政状況につきましては説明いただきましたけれども、ある程度今後の長期的な財政見通しといった資料などございましたらいただけますでしょうか。

(事 務 局) 今回、当初予算を発表しました際に、今後5年程度の財政見通しは作っておりますので、明日以降にでもすぐにお送りします。ざっくり言いますと、毎年150億円くらい財源不足が出て、基金をやりくりして対応していますが、このような状況は劇的に改善しないので、毎年厳しい状況は続くというような見込になっています。

(会 長) 基金の残高というのが一番わかりやすいんでしょうかね。

(事 務 局) 基金は比較的、山梨県の体力からすれば持っている方で、500億程ですが、何かあればすぐ枯渇する程度のもので。

#### 【5 法定外税以外の代替手段】

(会 長) では、5についてですが、前回の検討会では、他の手法との比較も必要では、という御意見が出ておりましたが、この点はいかがでしょうか。

(委 員) これを問題提起しましたのは、課税においては比例原則が重要で、この新税が最も効果が高いか、そして他に代替手段がないかという観点も重要ではないかということからです。先ほど許可的などというお話がありましたが、例えば税以外の手法として、許可に伴う料金制とか、半ば少し義務的な水源保護のための協力金とか、他にも何かいいアイデアがあるかもしれませんが、他の手法との比較において、やはりこの税が一番効果的であり、そして他に対する影響が少ないということを考慮するべきではないかと思いました。ただし、前回の検討会では、今回は地下水に対する課税に限ってという議論ではないかという意見があったようにも思います。

(委 員) 今の御発言は、法定外税の検討をする際には必ず出てくる話で、なぜかと言いますと、検討の多くが法定外目的税で、目的税の場合政策目的がありますから、これに到達するための手段を色々検討しなければいけません。今回は普通税で、財源確保です。ですので、この設問自体がどういう意味で代替手段と言っているのか疑問ですが、あえてお答えすると、法定外税以外となると、法定税の増税となってしまいますので、設問自体がいかがなものかなと思います。

(事 務 局) この点については、地方税制等検討会になじまないというお考えかもしれませんが、やはり税金というのは厳しいものでございますので、税金でなくても同じような効果、例えば協力金や寄付金等で可能かということも一つ検討になるのかと思います。

(委 員) 協力金や寄付金では、何を根拠に払うのかという理屈がわからないので、税金でなければできないと思います。

(会 長) 他の方法も検討しなければならないというのは正論だとは思いますが、それをやり始めるとどこまで議論を広げていいのかわからないということもありまして、先ほど出た住民

税の超過課税とどちらがよいかという話までいくと、この検討会では処理しかねますので、これについてはなかなか会長の立場では取扱いがしづらいところではありますが、他の委員はいかがですか。

(委員) 目的税でなくても、目的というものがある程度はつきりしていないと、税を取ることに對して理解が得られないと思いますが、目的税か普通税かについては、議論が済んでいると考えてよろしいでしょうか。

(会長) まず私の立場から申し上げますと、県議会からの付託の中でも普通税でということが言われているという点と、目的税についてはすでに過去に検討済であるということの2点ということになるかと思いますが、他の委員からも御意見はありますか。(委員：発言無し) そういうわけで、この検討会におきましては、普通税としてこの地下水に着目した法定外税を検討するというところで進めてきているところでございます。では、他にこの点につきまして御意見ありますか。これまでの議論について御発言があるという方はいらっしゃいますか。

(会長) では、終了の時刻も近くなりましたので、本日の論点整理についてはここまでとしたいと思います。皆さんありがとうございました。それから最後に、先日、日本ミネラルウォーター協会と全国清涼飲料連合会から、申入書が提出されております。内容につきましてはお手元にあるとおりですが、1番として私水への課税は根拠に欠ける、2番として地下水を飲用目的で採取することへの課税は認められない、3番として地下水の飲用目的の採取行為に対してのみ課税するのは課税上の公平性に欠く、4番として応益課税の原則に反する、5番として地方税法261条2号に該当する等の意見が提出されております。いずれにしましてもこれら産業界や市町村等からも意見を聴き取ることが必要であると思っておりますが、この点について何か御意見等ありますか。

(委員) 2番にある山梨県流水占有料等に関する条例ですが、内容を教えてください。

(事務局) 準備してきておりませんので、調べて御報告させていただきます。

(会長) ではお願いします。他にいかがですか。それでは、この意見聴取に関しましては遅くならない時期に機会を設けたいと思っておりますが、時期につきましては、検討会の開催スケジュールと併せて事務局に調整をお願いしたいと思いますので、会長に一任していただきたいと考えていますが、よろしいでしょうか。それでは、次回以降の予定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 今回の検討会では、皆様から様々な意見をいただきましたので、次回の検討会の内容、進め方については、会長と相談して決めていきたいと思っておりますが、時期につきましては、5月を予定しております。また、産業界等からの意見を聴く機会についても、先ほど会長一任となりましたので、詳細については会長と相談して調整していきたいと思っております。

(会長) ただ今、説明がありましたが、御質問等ありますか。それではその他ということでありませうか。それでは事務局にお返しします。

(以上)